

第2期三次市立保育所規模適正化推進計画（後期）

1 はじめに

(1) 計画の目的

第2期三次市立保育所規模適正化推進計画（後期）（以下、「後期計画」という。）は、平成30年11月に策定した「第2期三次市立保育所規模適正化基本方針」（以下「基本方針」という。）の規模適正化基準に基づき、令和5年度までの具体的な推進計画を策定し、保育環境の充実を図ることを目的とします。

(2) 後期計画の期間

基本方針では、前期計画の計画期間を平成30年度から令和2年度、後期計画の計画期間を令和3年度から令和5年度としていました。

年々多様化する就労形態や保育ニーズに対応し、保育の質の更なる向上に取り組むため、平成30年に策定した前期計画の計画期間を1年前倒して、後期計画（計画期間：令和2年度から令和5年度まで）を策定します。

2 就学前児童の人口推計

市の就学前児童（0歳～5歳）の人口推計は表1のとおりです。

【表1】 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計（単位：人）

年 月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H25（2013）年4月	447	454	452	447	501	451	2,752
H26（2014）年4月	389	431	452	446	435	486	2,639
H27（2015）年4月	379	402	429	452	442	441	2,545
H28（2016）年4月	380	389	402	422	453	436	2,482
H29（2017）年4月	356	380	399	399	430	450	2,414
H30（2018）年4月	315	355	376	400	393	422	2,261
H31（2019）年4月	350	333	359	384	400	397	2,223
R2（2020）年4月	321	361	347	363	381	403	2,176
推 計	R3（2021）年4月	362	321	361	347	363	2,135
	R4（2022）年4月	352	362	321	361	347	2,106
	R5（2023）年4月	343	352	362	321	361	2,086

※ 平成27年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計をもとに、算出しました（推計）。

3 公立保育所の規模適正化

(1) 規模適正化の必要性

表1の就学前児童の人口推計では、平成27年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計をもとに、0歳児人口を推計しており、就学前児童数は減少傾向にあります。特に、一部地域においては入所児童数が著しく減少し、年齢別クラスによる集団保育が実施できない状況にあります。

子どもの発達過程において、3歳以上の保育では、集団保育が望まれること、また、保育士の確保が有限である中、保育士と子どもの関わりの度合いを全体的に最適なものにしていく観点から、保育士一人当りの児童数を平準化していくことが求められています。

(2) 規模適正化基準

基本方針においては、保育士と子どもの相互の関わりや、子ども同士の関係が十分に保てる規模の保育環境づくりに取り組むため、適正規模及び配置の基準を次のとおりとしています。

- ① 適正規模を判断するための入所児童数は、集団保育が必要となる3歳以上を対象とする。
- ② 3歳以上で一クラスあたり10人以上とする。
- ③ 保育所配置は小学校区を基本とする。

この考えを踏まえ、規模適正化の基準を次のとおり決めました。

○入所児童数は、一クラスあたり10人以上。
※ただし、段階的に進める観点から第一段階として『保育所全体の入所児童数がおおむね20人以上かつ、今後2年以上おおむね20人以上の保育需要が見込める場合』を基準とします。

(3) 規模適正化推進計画

規模適正化基準に照らし、①保育所全体の入所児童数おおむね20人未満、②今後2年以上おおむね20人未満の2つの項目に該当する保育所は以下のとおりです。

① 入所児童数がおおむね20人未満の保育所

令和2（2020）年4月1日現在

【表2】

（単位：人）

項目	入所児童数				全体	備考
	3歳	4歳	5歳	計		
田幸	3	4	6	13	19	満1歳～
河内	2	1	2	5	5	満3歳～
川西	4	1	5	10	13	満1歳～
君田	1	7	4	12	19	満6か月～
敷地	2	3	2	7	12	満11か月～

※「全体」は、備考欄に記載している入所可能年齢からの入所児童数です。

上記の5保育所は、入所児童数がおおむね20人未満の保育所です。

特に、河内保育所、川西保育所及び敷地保育所については、3歳から5歳までの児童数がそれぞれ10人以下であるため、今後の入所児童数の推移を注視する必要があります。

② 今後2年以上おおむね20人未満の保育所

※ 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計及び各地域の居住児童数に基づく推計

【表3】

（単位：人）

保育所名	年度	0歳児	1歳児	2歳児				計	合計
					3歳児	4歳児	5歳児		
田幸	R02	8	6	2	8	7	7	22	38
	R03	6	8	6	2	8	7	17	37
	R04	6	6	8	6	2	8	16	36
	R05	6	6	6	8	6	2	16	34
河内	R02	0	1	0	3	4	2	9	10
	R03	2	0	1	0	3	4	7	10
	R04	2	2	0	1	0	3	4	8
	R05	1	2	2	0	1	0	1	6
川西	R02	7	1	5	4	3	5	12	25
	R03	4	7	1	5	4	3	12	24
	R04	4	4	7	1	5	4	10	25
	R05	4	4	4	7	1	5	13	25
君田	R02	6	4	5	5	7	8	20	35
	R03	6	6	4	5	5	7	17	33
	R04	6	6	6	4	5	5	14	32
	R05	5	6	6	6	4	5	15	32
敷地	R02	0	3	2	2	3	2	7	12
	R03	2	0	3	2	2	3	7	12
	R04	2	2	0	3	2	2	7	11
	R05	2	2	2	0	3	2	5	11

※ 0歳児の児童数（表中網掛け部）については、平成27年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計をもとに、算出しました（推計）

※ その他の年齢の児童数は、令和2年4月1日時点の各地域の居住児童数を入所児童数（最大値）として見込んでいます。

現在の入所児童数がおおむね20人未満の保育所の、令和3年度以降入所見込み児童数の推計は、上記の表のとおりです。

そのうち、河内保育所、敷地保育所は、3歳から5歳までの入所見込み児童数が今後3年間とも、10人未満であると推測されます。

③ 現状の小学校区と今後の再編予定

<現 状>

令和2（2020）年4月1日現在

【表4】

（単位：人，世帯）

保育所名	小学校区	想定される保育所対象地区	地区人口	世帯数
田 幸	田幸小学校	糸井町，大田幸町，小田幸町， 木乗町，志幸町，塩町	1,385	572
河 内	河内小学校	東河内町，西河内町，小文町， 山家町（郷川，青葉会を除く）， 穴笠町	865	454
川 西	川西小学校	有原町，三若町（芋面を除く）， 石原町，海渡町，上田町	1,019	461
君 田	君田小学校	君田町	1,465	628
敷 地	吉舎小学校	吉舎町敷地	589	282

※ 敷地保育所は，小学校区が吉舎小学校区域に包括されるため，小学校区と保育所が等しい関係にはありません。

①保育所全体の入所児童数おおむね20人未満，②今後2年以上おおむね20人未満の項目に加え，③3歳から5歳までの入所見込み児童数が今後2年間ともおおむね10人未満，④他地域からの受入などのこれまでの入所動向の計4項目を検討した結果，河内保育所について，後期計画において具体的な推進計画を策定します。

(4) 規模適正化対象保育所（後期計画）

保育所名	措置	統合先	理由
河内 定員 20 人 実員 5 人	統合	愛光保育所 定員 140 人 実員 109 人	<p>① 保育所全体の入所児童数がおおむね 20 人未満である。（令和 2 年度 5 人）</p> <p>② 今後 2 年以上おおむね 20 人未満である。（令和 3 年度 10 人，令和 4 年度 8 人）</p> <p>③ 3 歳から 5 歳までの入所見込み児童数が今後 2 年間ともおおむね 10 人未満である。（令和 3 年度 7 人，令和 4 年度 4 人）</p> <p>④ 他地域からの受入などこれまでの入所動向。</p> <p>※上記を勘案し，令和 4 年 4 月 1 日までの間で，保護者や地域の理解が得られた時点で愛光保育所と統合する。</p>

その他の保育所についても，今後の入所児童数の推移を注視しつつ，規模適正化を進める必要があることから，令和 4 年度を目安に後期計画を見直します。

(5) 適正化にあたっての配慮すべき事項

- 近隣に代替となる保育所があり，児童の受入が可能である。
- 代替先保育所への通所条件や代替先保育所の保育サービスの状況によって大きな支障が生じる場合，乳幼児の健全な保育や保護者のニーズに留意し，代替先保育所の保育サービスの拡充など，市としての対応を図る。
- 休廃止の実施に際しては，保護者や地域の理解を得るためあらかじめ十分な期間を設け，説明会などにより必要な情報提供を図りながら，不安を払拭する。

基本方針でも明記しているとおり，規模適正化の実施にあたっては上記事項を十分配慮して進めます。

4 施設改修について

<現 況>

令和2（2020）年4月1日現在

【表5】

保育所名	建設年月	築年数	延床面積	構造	定員	建設年月
東光	S51(1976).12	43年	985.30㎡	RC造 2階建	190人	S51.12.25
河内	S54(1979).3	41年	397.00㎡	RC造 平屋建	20人	S54.3.31
川地	S55(1980).3	40年	794.30㎡	RC造 2階建	45人	S55.3.31
栗屋	S56(1981).3	39年	411.65㎡	RC造 2階建	55人	S56.3.25
和田	S57(1982).2	38年	600.00㎡	RC造 2階建	80人	S57.2.28
田幸	S61(1986).3	34年	349.56㎡	RC造 平屋建	45人	S61.3.24
布野	S61(1986).3	34年	557.20㎡	RC造 平屋建	60人	S61.3.25
十日市	S62(1987).2	33年	1,055.06㎡	RC造 2階建	172人	S62.2.28
愛光	S63(1988).3	32年	877.24㎡	RC造 2階建	140人	S63.3.31
みわ	H3(1991).3	29年	1,125.72㎡	木造 平屋建	120人	H3.3.31
川西	H6(1994).2	26年	367.74㎡	RC造 平屋建	45人	H6.2.28
敷地	H7(1995).3	25年	306.57㎡	木造 平屋建	30人	H7.3.1
三良坂	H7(1995).3	25年	2,041.82㎡	RC造 平屋建	120人	H7.3.1
君田	H8(1996).2	24年	740.04㎡	木造 平屋建	60人	H8.2.28
さくぎ	H9(1997).3	23年	952.82㎡	木造 平屋建	60人	H9.3.1
吉舎	H11(1999).2	21年	771.65㎡	木造 平屋建	90人	H11.2.1
こうぬ	H16(2004).3	16年	1,229.84㎡	鉄骨造 平屋建	100人	H16.3.31
酒屋	H22(2010).3	10年	1,671.83㎡	RC造 平屋建	140人	H22.3.20
神杉	H30(2018).3	2年	1,473.17㎡	鉄骨造 平屋建	84人	H30.3.16

旧耐震基準（昭和56（1981）年6月着工以前の建物）の建物で耐震性のないものは、補強工事及び建替えを実施しており、すべての公立保育所で耐震性能を満たしていますが、建築経過年数が30年以上の施設が9施設あり、老朽化が進行しています。

その他の施設についても、10年以上の施設がほとんどで、安全の確保を優先

した部分的な修繕費等，施設の維持管理に多額の経費が必要となっています。

また現在，利用定員が100人を超える施設が7施設あるものの，市街地の保育所は入所希望が集中し，周辺地域では毎年定員を下回るなど，地域により保育需要のばらつきが見られます。

今後は，施設の状況を的確に把握するため，建設から一定期間を経過した施設については，適宜点検・診断を実施し，耐用年数期間の機能維持と安全性の確保をめざします。

更には，利用定員の多い施設・築年数の浅い施設を中心に，計画的な修繕・改修を実施することにより，施設の長寿命化を図り，トータルコストの縮減と平準化に取り組みます。

なお，診断の実施時期や実際の長寿命化・建替え等の判断については，今後の入所児童数の推移，各種補助制度の有無や財政状況等を総合的に勘案して，行うこととします。